

## 令和3年度

### 第2回志多見公民館運営審議会次第

日 時 9月4日(土) 午後1時30分～  
場 所 志多見公民館 講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員の選出

4 議 題

- (1) 令和3年度志多見公民館講座実施状況について
- (2) 令和3年度志多見公民館文化祭中止について(報告)
- (3) その他

5 閉 会

# 資 料

## 令和3年度 志多見公民館運営審議会委員名簿

＜任期:令和2年5月1日～令和4年4月30日＞

◎委員長      ○副委員長

令和3年6月19日現在

No.	氏 名	団体などの役職名	選出区分	備考
1	関口 芳男	志多見第一区長	学識経験者	
2	内田 勝雄	志多見第二区長	学識経験者	新
3	◎長 沼 清	志多見第三区長	学識経験者	
4	福田 康宏	志多見第四区長	学識経験者	
5	町田 悟	志多見第五区長	学識経験者	新
6	○松本 勝男	志多見地区高齢者代表(松寿会連合会長)	学識経験者	
7	松本 信一	志多見土地改良区理事長	学識経験者	新
8	夢川 和幸	加須市消防団第5分団副分団長	学識経験者	
9	遠藤 寿一	JAほくさい埼玉志多見支店長	学識経験者	
10	渡邊 典孝	志多見小学校長	学校教育関係	新
11	秋山 裕美	志多見小PTA会長	社会教育関係	新
12	山本 信男	志多見地区民生委員・児童委員協議会長	家庭教育向上	
13	後藤 満男	志多見地区スポーツ協会会長	社会教育関係	
14	内田 浩子	利用団体代表(志多見ひだまりクッキング代表)	学識経験者	
15	中村 未央	高齢者相談センターみずほの里 管理者	学識経験者	

**【選出区分(社会教育法第30条)】**

学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者

◇令和3年度 公民館職員名簿

参 与	町田 由男
主 事	鈴木 浩
主事補	山口 智子
生涯学習推進員	長原 順子

## 令和3年度 志多見公民館講座実施状況

### ① 一般講座

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| ① 生け花講座       | 5回開催のうち1回目終了 (9月講座中止)    |
| ② フラワーデザイン講座  | 5回開催のうち2回目終了 (9月講座中止)    |
| ③ 親子リトミック講座   | 4回開催のうち2回目で終了 (8,9月講座中止) |
| ④ わら細工講座      | 10月に1回開催予定               |
| ⑤ 志多見歴史今昔物語講座 | 3回開催 11月及び12月に延期         |
| ⑥ 陶芸講座        | 5回開催のうち2回目終了 (9月講座中止)    |
| ⑦ 名所めぐり講座     | 中止                       |
| ⑧ 楽しく歌おう講座    | 4回開催し終了                  |

### ② 志多見いきいき学級

- ① 人権講座(6月/終了)
- ② 天気気象教室(7月/中止)
- ③ 認知症サポーター養成講座 (8月) ⇒ 9月に延期 ⇒ (中止)
- ④ 健康講座(9月/中止)
- ⑤ 心も身体もストレッチ (10月)
- ⑥ 社会科見学(11月/中止)
- ⑦ 昔の歌を楽しもう(12月)
- ⑧ オカリナコンサート(1月)

### 【わくわく学級】

### ③ 家庭教育学級 2回開催 (幼稚園児対象)

- ① 親子で楽しく歌おう(9月/中止)
- ② 折り紙教室(2月)

### ④ 一日子ども文化教室

- ① 文化祭に合わせて竹を使用した灯籠づくり ⇒ (中止)

### ⑤ スマイル講座 (志多見小児童対象)

- ① レッツプレイ (7月/中止)

### ⑥ サマーオープンルーム (志多見小児童対象)

- ① 七夕飾りをしよう (8月/中止)

## 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う加須市の対応について

(令和3年8月2日決定)

加須市では、7月31日からの緊急事態宣言の発令を国が検討中との情報から、7月29日に「加須市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催し、その対応についての考え方を決定した。

7月30日には、期間を8月2日から8月31日とする宣言が発令され、県の「緊急事態措置に基づく協力要請」等が発表されたことから、8月2日に改めて対策本部会議を開催し、内容を見直すなどし、緊急事態宣言期間の対応策について以下のように決定した。

### 1 市民に対する注意喚起と情報提供

#### (1) 注意喚起と情報提供

- ① 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛。特に、午後8時以降の外出を自粛していただくようお願いする。
- ② 「三密の回避」、「常時マスクの着用」、「手指消毒や手洗いの実施」などの感染防止対策の徹底をお願いする。
- ③ 国・県及び市が新型コロナウイルス感染症に対する取り組みを周知する。

#### (2) 市民への周知方法

- ① ホームページや SNS、防災行政無線等の情報発信ツールを活用し、市民への周知を図る。
- ② 市長の直接メッセージにより市民へ呼びかける。

### 2 市が主催するイベント・集会等

- (1) 市主催のイベント・集会等については、原則として延期し、又は中止とする。ただし、「三密」の徹底した回避など、感染防止対策が十分講じられるものについては、個別に判断し、実施することができる。

なお、参加者が特定できないイベント等については実施しない。

- (2) 任意団体が主催するイベント等については、主催する団体等の判断による。

(主催者に対し感染防止対策の徹底を要請する。)

- (3) 後援(市、教育委員会、議会)相当と認められるイベント等であって、感染防止対策を十分講じた上で実施されるものについては、後援する。

### 3 小中学校

※ 引き続き、毎日の体調確認や体温チェックを各家庭に依頼するとともに、教育活動時には、マスク着用、換気、石けんを使用しての手洗い、手指消毒等の感染対策を徹底する。

#### (1) 夏季休業中の教育活動について

##### ① 中学校の修学旅行

- ・ 8月中に実施予定の学校については、10月以降に延期する。

なお、実施可否の判断は9月中旬に検討し、実施できない場合は中止とする。

##### ② 小学校の林間学校

- ・ 実施については、児童生徒の心情及び保護者の理解を踏まえたうえで、その可否

を判断する。

・ 目的地の感染状況を注視するとともに、活動内容の変更等や感染対策を徹底する。

※ 8月8日以降の林間学校については、延期とする。

### ③ 部活動

・ 日常の活動については、週4日以内として、実施可とする。

なお、活動に際しては、検温と消毒の徹底を行い、マスクについては熱中症予防を踏まえながら着用させる。

・ 体育館等の使用については、原則1団体とし、密を避けて活動する。

・ 他校との練習試合は禁止とする。

### (2) 9月に実施予定の宿泊を伴う校外行事について

・ 実施については、児童生徒の心情及び保護者の理解を踏まえたうえで、その可否を判断する。・ 目的地(特に鎌倉)の感染状況を注視するとともに、活動内容の変更等や感染対策を徹底する。

### (3) 小・中学校の運動会・体育祭の開催及び来賓招待について

・ 来賓招待については行わないこととする。

・ 保護者の参観については、原則、人数制限を行う。

## 4 幼稚園

(1) 夏季休業中のため、8月31日まで休園

(2) 幼稚園施設及び保護者へ緊急事態宣言が発令された旨周知

## 5 保育所(園)

(1) 感染拡大防止対策(3密防止、マスク着用、こまめな消毒・換気等)を徹底のうえ、保育を実施

(2) 行事の精選及び縮小等

(3) 保育所施設及び保護者へ緊急事態宣言が発令された旨周知

(4) 市の方針及び登園に際しての注意喚起について周知

## 6 放課後児童健全育成室(学童保育)

(1) 感染拡大防止対策(3密防止、マスク着用、こまめな消毒・換気等)を徹底のうえ、保育を実施

(2) 学童施設及び保護者へ緊急事態宣言が発令された旨周知

(3) 市の方針及び登園に際しての注意喚起について周知

## 7 各公共施設等

(1) 施設の利用時間を午後8時までとする。

(2) 8月2日から31日までの施設利用について新規予約の受付を停止する。

(3) 8月2日から31日までの施設利用予約者に対し直接、活動自粛を要請する。

(4) 施設利用に係る感染防止対策(三密の回避、常時マスクの着用、こまめな手洗いや手指消毒、検温、利用者名簿の提出など)のさらなる徹底を図る。

(5) 老人福祉センターは、当面の間は臨時休館を継続する。

## 8 民間の高齢者施設等における感染対策の徹底

市内の介護サービス事業所等に対して、「高齢者介護施設における感染症対策マニュアル」等に基づき、感染拡大防止の取組の徹底を促す。

## 9 公共交通機関、道の駅等における感染対策の徹底

### (1) コミュニティバス「かぞ絆号」

- ・ 市民の日常生活の移動手段として、通常どおり運行する。
- ・ 運転手の健康管理、車内の消毒、利用者へ感染予防の啓発を図る。

### (2) 道の駅かぞわたらせ

- ・ 感染予防対策の徹底を継続する。(職員の健康管理・衛生管理・3密回避)

### (3) 道の駅童謡のふる里おとね

- ・ 時短営業を継続する。
- ・ 感染予防対策の徹底を継続する。(職員の健康管理・衛生管理・3密回避)

### (4) クリーンセンター

- ・ 市の衛生環境を維持するため、通常どおり受入業務を実施
- ・ 感染防止対策徹底の継続(職員の健康管理・衛生管理・3密回避等)

## 10 公共施設におけるリモートワークスペースの開設

新しい生活様式に合わせた働き方の整備支援の一環として、加須市市民総合会館(市民プラザかぞ)5階、女性・青年センター交流スペースにリモートワークスペース(リモートワーク・オンライン授業での利用)を開設する。

## 11 市民からの相談

緊急事態宣言の再発出に伴うコールセンターは行わず、通常の相談体制で行う。

## 12 庁舎、職員

### (1) 庁舎

引き続き、アルコール消毒液設置やドアノブ・エレベータボタン・手すり・コピー機等共用備品の清掃等の徹底を図る。

### (2) 職員

- ① 会議は、最小限の回数と出席者、できるだけ短時間で、三密防止策を講じて実施する。
- ② 打ち合わせ・調整は、できるだけ電話やメールで済ませる。
- ③ 施設管理者は、執務環境に配慮しつつ、飛沫感染防止ボード・シートを設置する。
- ④ リモートワーク、在宅ワーク、土日勤務による振替等を実施する。
- ⑤ 業務の必要性からやむを得ない場合を除き、午後8時以降勤務を命じない。
- ⑥ フロア等の「ゾーニング」を意識し、他のフロア等への移動は最小限にする。
- ⑦ コピー機や電話機等の共用物、窓口カウンターなど来庁者が接触する場所を消毒する。
- ⑧ 風邪症状など、自分や家族に感染が疑われるときは出勤しない。
- ⑨ 職員が感染した場合、PCR検査を受けた場合又は濃厚接触の疑いがある場合は職員課に連絡する。

市主催イベント・集会等の延期又は中止の方針の見直しについて ~~案~~

(令和3年 月 日新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定)

1 方針

令和3年6月、7月及び8月における市主催のイベント・集会等は、原則として延期し、又は中止とする。ただし、「三密」の徹底した回避など(1)から(3)までの感染防止対策が十分講じられるものについては、個別に判断し、実施することができる。

なお、任意団体が主催するイベント等については、主催する団体等の判断による。(主催者に対し感染防止対策の徹底を要請する。)

(1) 感染防止対策(必要に応じて対策を追加することは妨げない。)

- ① 三密の回避を徹底(適切な参加者数設定、換気、身体的距離の確保等)
- ② 常時マスクの着用を徹底(スタッフ、参加者)  
※従事する職員が、多数の市民等に対応する場合や身体的距離が確保できない場合などは、マスクに加えてフェイスシールドを着用
- ③ 職員による検温の実施
- ④ 発熱(37.5度以上を目安)や風邪症状のある場合は、参加をしないよう要請
- ⑤ 手指消毒液の設置や手洗いの励行
- ⑥ できる限りの開催時間を短縮
- ⑦ 飲食(水分補給を除く。)及び飲酒の禁止

(2) 参加者の特定

参加者が特定できないイベント等は実施しない。

なお、イベント等への参加者の特定については、次の方法などにより把握する。

- ① 事前申込時又は受付・入場時において、参加者の氏名及び連絡先を把握
- ② 会場内に「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」や「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを掲示し、参加者にダウンロードを奨励

(3) 会場区分による留意事項

- ① 屋内の場合
  - ア 身体的距離を確保する。(最低2メートル)
  - イ 公共施設で開催する場合の定員は、当該施設の床面積を4で除した数を人数上限とする。ただし、観客席のあるホールは、収容定員の50パーセントを上限とする。
  - ウ 換気を徹底する。(30分ごとに5分程度)
- ② 屋外の場合

入退場や会場内における参加者の行動管理(来場者導線の確保等)を行うとともに、十分な人と人との間隔(最低1メートル)を確保する。



2 感染症が拡大するおそれがある場合

上記1の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

緊急事態宣言が発出された場合	緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置区域の指定が解除されるまでの間は、イベント・集会等を延期し、延期できない場合は中止する。
<u>まん延防止等重点措置区域に指定された場合</u>	
従事する職員が感染した場合	感染の時期、濃厚接触者、状況等を勘案し、該当する又は関連するイベント・集会等は延期し、又は中止する。

3 方針見直しの理由

① 加須市の感染者が拡大しているため。

② 県内において感染力が強く、重症化リスクが高いコロナ変異株の感染者が増加しているため。

4 令和3年9月以降に開催するイベント等について

国及び埼玉県の方針を踏まえるとともに、感染状況等を総合的に勘案し、適宜、判断していくものとする。

※判断例：市長決裁、新型コロナウイルス感染症対策本部会議、実行委員会等との協議

5 後援（市、教育委員会、議会）の対応

(1) 令和3年6月、7月及び8月に開催するイベント等にあつては、本方針に合致するものは原則として後援する。

(2) 令和3年9月以降に開催するイベント等にあつては、今後の状況を総合的に勘案し、適宜、見直し対応することとする。

## 公民館一般講座及びいきいき学級及び文化祭について

### 中止及び延期変更のお知らせ

いつも志多見公民館活動にご協力をいただき、ありがとうございます。  
 令和3年8月2日から9月12日までコロナ感染にかかる緊急事態宣言が  
 だされました。これを受け、各講座や学級及び地区文化祭のご案内をし  
 ておりますが、下記の通り延期、変更、中止とさせていただきますので  
 お知らせいたします。予定通り実施できることを願っております。しかし  
 コロナ感染予防対策の結果、今後の状況によっては、再度、変更等のお知  
 らせをすることがあると思います、ご了解ください。

記

	対象講座（一般講座及びいきいき学級）	変更後予定日
中止の講座・文化祭	① 9月10日 生け花講座 ② 9月 9日 フラワーデザイン ③ 9月17日 親子リトミック ④ 9月 8日 陶芸教室 ⑤ 11月16日 名所めぐり社会科見学 ⑥ 9月16日 健康講座 松村卓哉先生 (いきいき学級) ⑦ 9月 9日 認知症サポーター講座 (いきいき学級)	変更予定しておりません
	⑧ 10月30日 31日 地区文化祭	中止 変更はありません
延期予定講座	志多見歴史今昔物語 計3回 ・第1回 9月2日 ・第2回 9月30日 ・第3回 10月 7日	志多見歴史今昔物語 計3回 ・第1回 11月 4日 ・第2回 11月 18日 ・第3回 12月 2日